

公益財団法人福島県保健衛生協会 行動計画

(策定日) 令和 3年 4月 1日

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 4月 1日から令和 6年 3月 31日までの3年間

2. 内容

目標 1

育児・介護休業法に基づく育児休業等の周知

<対策>

- 育児休業、育児短時間勤務制度、養育期間標準報酬月額特例措置等のパンフレットの作成
- 育児休業取得対象者に、育児短時間勤務制度、養育期間標準報酬月額特例措置等の説明

目標 2

所定外労働時間の削減

<対策>

- 原則、所定外労働の禁止 の周知
- 部や職種を越えた協力体制の推進
- 時間外の館内のみまわりを実施

目標 3

年次有給休暇の取得促進

<対策>

- 年次有給休暇の5日以上取得の周知
- 年次有給休暇取得状況の把握
- 有給休暇未取得者への取得の働きかけ